

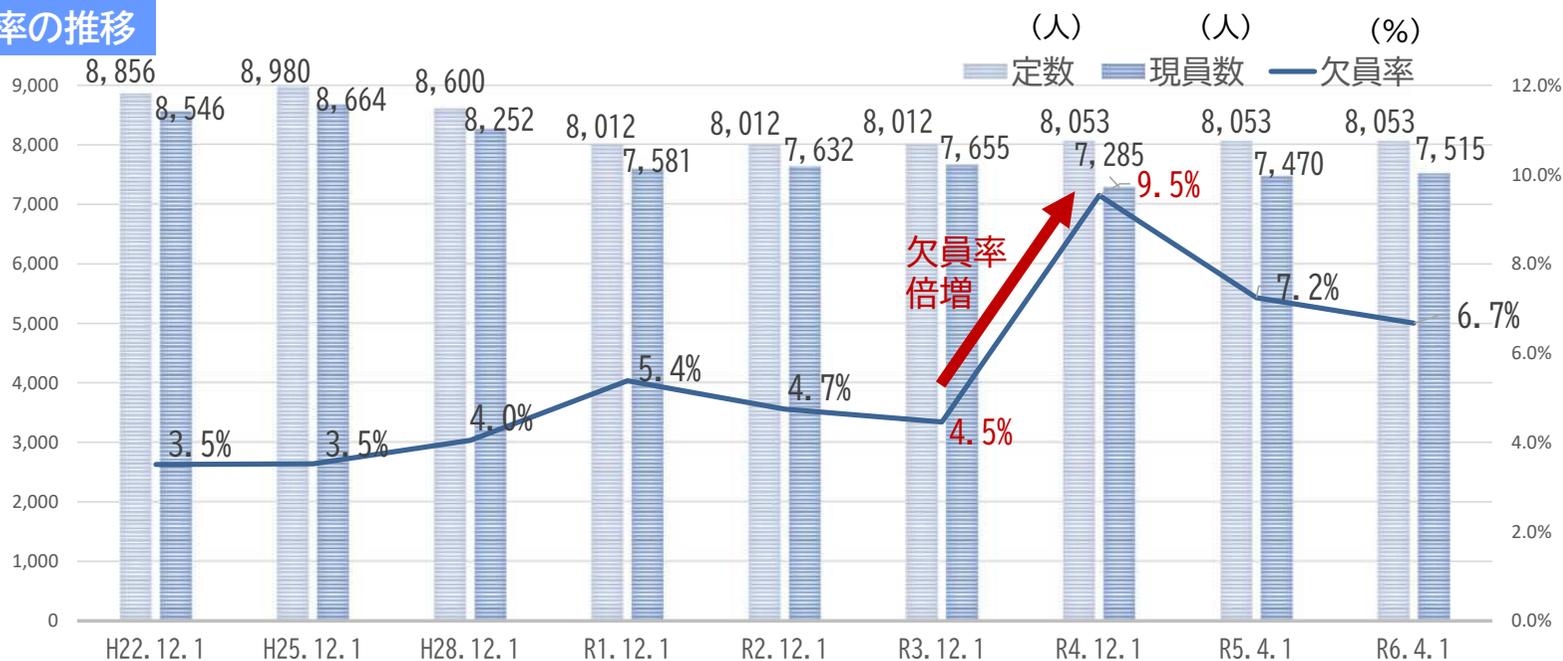
埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会報告書

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会
令和7年3月

検討の経緯

民生委員の定数と現員数、欠員率の推移

県内の民生委員の欠員状況については、前回一斉改選のあった令和4年12月1日現在で、政令市・中核市を除く59市町村の定数8,053人に対し、欠員数は768人、欠員率は9.5%と、前年同月の4.5%、令和元年12月1日の一斉改選時の5.4%に比べ大幅に増加した。



県内民生委員の状況（政令市・中核市除く）

◇令和6年4月1日時点の委嘱者（7,515人）の内訳 **約4割が新任者**

新任者 2,898人（38.6%） 再任者 4,617人（61.4%）

◇平均年齢 平成25年度改選時：63.5歳 → 令和6年4月1日時点：66.1歳

◇職業 主婦27.4%、無職24.2%、パートタイム・アルバイト24.9%

勤め（パートタイム・アルバイト）24.9% } 40.4%

勤め（全日）6.0%、個人事業主・会社経営者9.5%

◇1人当たりの平均担当世帯数 284世帯（令和4年改選時 令和4年12月）

◇1人当たり平均年間活動日数 117.0日（令和5年度） ※全国：118.6日

◇1人当たりの活動状況（令和5年度）

相談・支援 14件 その他の活動 105件 訪問 172回

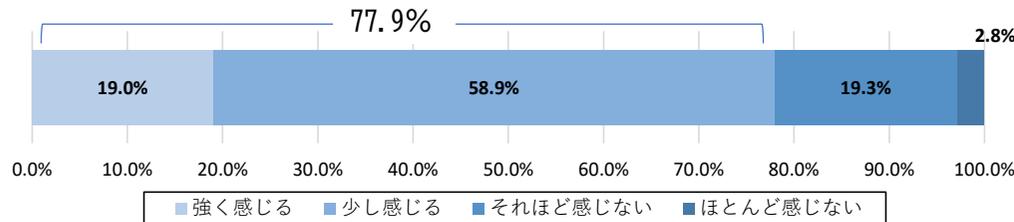
現状・課題把握①

民生委員・児童委員活動に関するアンケート調査

- 調査目的：県内の民生委員・児童委員の活動状況を把握し、民生委員・児童委員のなり手確保に向けた対策の検討を行うための資料とする。
- 調査時期：令和5年5月31日～8月31日
- 調査方法：紙媒体（アンケート用紙への記入）による回答
- 対象者：さいたま市を除く、埼玉県内62市町村の民生委員・児童委員及び主任児童委員（R5.5.1 現員数：8,951人）
- 回収率：89.9%（回収数8,048人）※男性：2,559人、女性5,446人、未回答43人

Q 民生委員活動に「やりがい」を感じるか

「やりがいを感じる」と答えたのは、**77.9%**となった。



Q 民生委員活動において「やりがい」を感じること

- ・地域住民や訪問先から感謝を伝えられたこと
- ・問題解決のお手伝いできたこと など

⇒地域の人と関わり、感謝された、役に立ったという実感を得られた際にやりがいを感じている。

Q 民生委員活動において負担を感じていること

「プライバシーにどこまで踏み込んでいいかわからない」が23.1%と最も多く、次いで「民生委員・児童委員あるいは主任児童委員の役割としてかかわるべき案件かどうかの判断が難しい」が12.5%となった。

Q 「民生委員活動の範囲を超えると考える活動」は？

生活をしていく上での苦情処理や近隣のトラブル、買物の依頼、車の送迎、病院への同行、充て職、行政のチラシの配布 など

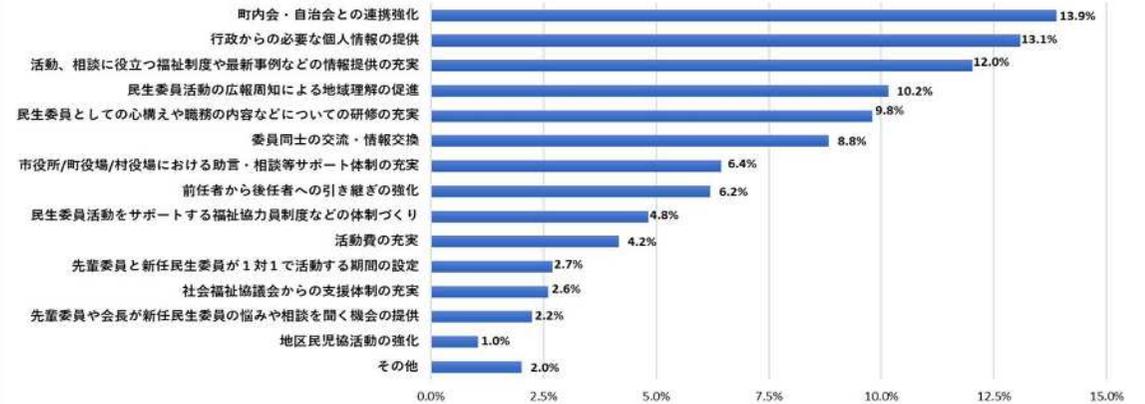
【図表12 民生委員活動において負担を感じること】



Q 民生委員活動を行いやすくするために必要なこと

「町内会・自治会との連携強化」が13.9%と最も多く、次いで「行政からの必要な個人情報の提供」が13.1%、「活動、相談に役立つ福祉制度や最新事例などの情報提供の充実」が12.0%となった。

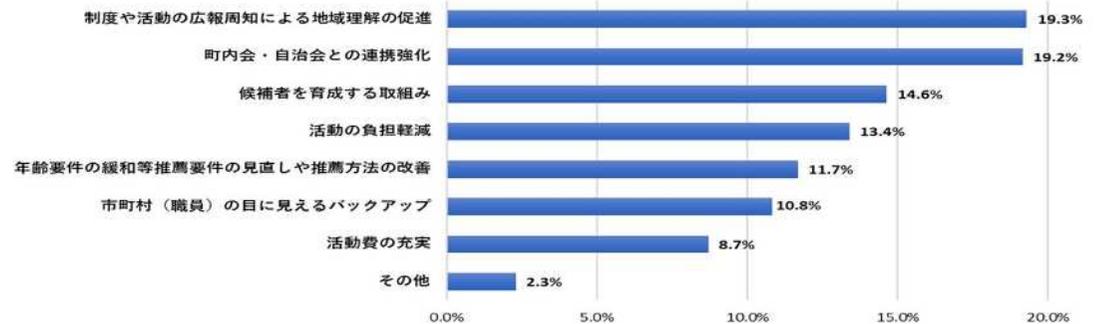
【図表15 民生委員活動を行いやすくするために必要なこと】



Q なり手を増やすために必要なこと

「制度や活動の広報周知による地域理解の促進」が19.3%と最も多く、次いで「町内会・自治会との連携強化」が19.2%となった。

【図表17 なり手を増やすために必要なこと】



現状・課題把握②

県政サポーターアンケート「民生委員の認知度について」

- 調査時期：令和5年5月25日～5月31日
- 調査方法：インターネット（専用フォームへの入力）による回答
- 対象者：県政サポーター（3,095人）
- 回収率：71.1%（回収数2,200人） ※男性：1,223人、女性909人、未回答23人

➢民生委員・児童委員の役割や活動内容を「知っている」と回答した方は53%であったが、県政に関心の高い県政サポーターの方であっても役割や活動内容まで「よく知っている」と回答した方は1割に満たない（9.9%）状況であった。

県民児協による民生委員・児童委員の「なりて確保」に向けた要望について

要望内容

民生委員・児童委員の一斉改選が令和4年12月1日に行われ、全国的に1万5千人を超える欠員を生じており、現在も「なりて確保」は喫緊の課題である。

- 県で、地域貢献活動休暇（「民生委員・児童委員活動休暇（仮称）」）を創設し、県職員が地域における民生委員・児童委員活動ができるようにしていただきたい。
- 県では、働いている民生委員・児童委員の就労と活動が両立できるよう企業・団体等に支援協力をはたらきかけていただきたい。
なお、県が、地域貢献活動休暇（「民生委員・児童委員活動休暇（仮称）」）を創設されたときには、企業・団体に併せて要請していただきたい。
- 埼玉県行政書士会、埼玉県司法書士会、埼玉県弁護士会等々各種士業会に民生委員・児童委員活動の啓発を、県からはたらきかけていただきたい。
- 欠員地区では隣接地区民生委員・児童委員等が担当して地域活動を担っているが、その委員の欠員地区での活動費は支給されていない。県において欠員地区への委員の活動費を支給していただきたい。

負担軽減等につながる取組事例

国の補助制度

地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策
(生活困窮者支援等のための地域づくり事業の拡充)

16

令和6年度予算額 531億円の内数 (545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合(※)の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7%(前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、令和6年度より、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組を支援する。

2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

(5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施【新規】

(5) の取組イメージ

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS(Instagram等)を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

民生委員と協力員



地域福祉活動(ゴミ拾い)中のこども民生委員



オンライン会議



SNSによる広報活動



3 (5) の実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市区町村
- ◆ 負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
- ◆ 補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行	(5) を実施する場合
・都道府県：	1,000万円	→ 1,060万円
・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額		
人口5万人未満	450万円	→ 480万円
人口5万人以上10万人未満	600万円	→ 640万円
人口10万人以上50万人未満	900万円	→ 950万円
人口50万人以上	1,500万円	→ 1,590万円

負担軽減等につながる取組事例

先進事例
(民生委員協力員)

民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例

② 民生委員協力員による活動サポート ー新潟市の事例ー

23

■新潟市の主要データ

総人口	人口：173,924人
増加率	増加率：347,609世帯
民生・児童委員	定数：1,229人／委務者数：1,174人
主任児童委員	定数：146人／委務者数：146人

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯が増加する中で、民生・児童委員1人につき1名を定数に充てる必要がある。活動の負担軽減が求められる中、若い世代の協力員を募集し、活動の負担軽減を図りたいという意向から、新たな取組を開始。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補助・協力を「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を定数に充てる。活動の負担軽減を図りたいという意向から、新たな取組を開始。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の補助となるのは民生・児童委員、民生委員協力員による補助・協力を活用するためには、民生・児童委員と民生委員協力員が互見関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
 - 活動が一人では難しく感じられ、心強く感じる。
 - 地域内の連携が等しくなりやすくなった。
 - 地域内の連携が等しくなりやすくなった。
 - 民生委員協力員が関与した場合、親睦の機会が増える。

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

先進事例
(インターンシップ)

民生委員・児童委員活動の体験・普及啓発に関する取組事例

⑥ 民生委員・児童委員インターンシップ ー神戸市の事例ー

27

**大学生を対象とした
民生委員・児童委員インターンシップを実施**

神戸市では、令和4年7月から9月にかけて、民生委員・児童委員インターンシップを実施。神戸女子大学と神戸女子短期大学の52名の学生が参加し、グループに分かれて市内各地域の様々な民生委員活動を体験。

○目的

市、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸女子大学・神戸女子短期大学の三者が協働して、学生の体験型インターンシップを実施。民生委員・児童委員が様々な地域課題に地域で取り組んでいる現場を学生が体験することで、今後の大学での学びにつなげ、若い世代の方々に活動を知ってもらい、また、学生から民生委員・児童委員活動を知ってもらうための授業を受けることで、今後の民生委員活動に活かすことを目的とした。

○活動内容

民生委員・児童委員活動に同行し、地域課題の把握・課題・活動の魅力を学ぶこととし、具体的には、事前研修の受講後に、高齢者見守り活動の同行、地区民生委員協議会への参加、高齢者を対象とした給食会や喫茶、子どもを対象とした学習会や子ども食堂への参加等を実施。

民生委員・児童委員インターンシップ活動の様子

通商区(こども食堂準備) 南区(ふれあい喫茶)

東水区(高齢者見守り) 西区(親睦会)

インターンシップ活動、事後報告会

先進事例
(ICTの活用)

民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例

④ ICTの活用(タブレット端末等の導入) ー石川県野々市市の事例ー

25

石川県野々市市の主要データ

増加率	人口：54,067人
世帯数	世帯数：25,181世帯
民生・児童委員	定数：89人／委務者数：88人
主任児童委員	定数：10人／委務者数：10人

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の負担軽減に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を促進するために「研修委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■取組(活動)概要

市内での民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用に関する民生・児童委員に対して、無料利用研修会を開催。

■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

■取組(活動)のポイント、留意点

無料利用研修会「みんな知ってるからなくても当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を設けて対応し、随時の支援体制を整備している。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に繋がった活動の増加や、活動の活性化が期待できる。また、見守りしながら民生委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

■今後の展望・課題

定例会や研修会開催の機会により、一斉改造により新たに民生・児童委員として参加された活動者に対する研修を実施していく。また、市民生活は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。

先進事例
(班体制による活動)

民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例

③ 班体制による活動 ー東京都事例ー

24

**近隣の委員同士がチームとなり、
地域と向き合いながら、課題解決につなげる**

民生委員児童委員協議会(民協)には、経験年数や性別の偏りをはじめの仕事や地域など様々な事情を抱えた委員が所属している。委員活動の多様化・複雑化等により各委員の負担感が重なるなか、その解消に向け委員同士の支え合いを仕組みとして提案するが、その考え、取組は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、地域課題を共有しながら活動している。

住民の中には認知知りの委員には相談しにくいと考えられる人もおり、また、支援が必要なときに担当地区の委員が不在ということもある。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が上がる上、支えてくれる人が増えるという安心感にもつながる。各々の経験と力を共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支え合いの輪が広がっている。

取組は、委員同士が支え合い、委員同士の経験や知識に学ぶ活動であり、例えば、新任委員が先輩委員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の観点から民協にも根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もある。

班の編成イメージ

1班: A委員, B委員, C委員, D委員
2班: E委員, F委員, G委員, H委員

班制による活動のメリット

班制導入当初から、民協の定例会で個別ケースの検討が行われており、各班の直近のケースの様子や感想、気づきなどを共有している。実際にかがりつ委員が気が付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくない。また、新任民生委員が定例会で初めて住民宅を訪問する際、同じ班の先輩委員が同行することで、新任委員は心強く感じ、安心して活動ができるようになる。

班制による民生委員活動が地域の様々な関係機関に連携していくことで、情報共有や個別支援への協力も円滑に行われるようになっている。

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

検討委員会の設置

- 設 置 令和6年8月30日（9月17日、11月14日、3月開催）
- 委 員 10人（構 成）学識経験者、経済団体、民生委員・児童委員、行政等
- 民生委員アンケート調査の結果や県民生委員・児童委員協議会からの要望の内容などを踏まえ、欠員の解消策や民生委員活動の充実を図るために必要な支援や環境整備について検討する。

課題別の意見・提案

1. 欠員について

- ◇ 自治会の加入率が非常に下がってきている中で、自治会に民生委員の推薦をお願いすることが難しくなっている。
- ◇ 全国的に自治会、町内会の加入率が下がっている。
- ◇ 民生委員は自治会、町内会から推薦していただく形で選ばれるので、その加入率の低下とともに適任者がなかなか見つけられないということがある。
- ◇ 老朽化したマンモス団地が新しいマンションに建て替えられたが、そのマンションにお住まいの方々に自治会へ加入していただけない現状があり、特にそこを担っている民生委員に大幅な欠員が生じている。
- ◇ 「その市町村に引き続き3か月以上住所を有する者」という推薦要件を満たすため、新しいマンションが建っても3か月经たないと民生委員を選べない状況があり、その後も選ばれないままになってしまうということもある。
- ◇ 新たに戸建住宅が整備されたところについてもほぼ自治会に加入していない状況がある。新しいところには昔からの地域コミュニティや地縁が無いため、そういった地域の担い手不足は喫緊の課題。
- ◇ 都市部寄りの地域では欠員が多いが、昔からのコミュニティのつながりが強い地域は現在の欠員はそれほど多い状況ではない。同じ自治体の中にあっても地域ごとの実情は違ってくる。
- ◇ 欠員地区については欠員代行として他の民生委員に担っていただいているが、自治体に加入していただけない地区に関しては特に代行業務が多いため、民生委員の負担が大きくなっている。
- ◇ 地域コミュニティがしっかり残っていてそこまで民生委員が不足している状況ではないところと、新興住宅等ができて足りなくなっているところをきちんと切り分けて、大丈夫なところはしっかりと守っていきつつ、手当が必要な部分に関しては新しい知恵を出していくという考え方が必要ではないか。

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

課題別の意見・提案

2. 推薦方法の課題

- ◇ 全国的に自治会、町内会の加入率が下がっている。民生委員は自治会、町内会から推薦していただく形で選ばれるので、その加入率の低下とともに、適任者がなかなか見つけられないということがある。【再掲】
- ◇ 民生委員の候補者を選出していただく自治会に、民生委員のことをいかに知ってもらうかが重要。
- ◇ 自治会・町内会の人で設置される「民生委員推薦会」は自治体に1つである。地区ごとにさらに小さい単位の「推薦準備会」を作っている場合は顔が見えるが、自治体に1つの推薦会では顔が見えないため、自治会・町内会頼みになるところにも課題があるのではないか。
- ◇ 自治会の加入率が下がっていて民生委員候補者の推薦が難しい地域で、市の推薦会の前段階として地区の推薦委員会を設けている地区がある。そこで推薦していただいた方を市の推薦会上げるとする方法をとっている。
- ◇ こども食堂やフードバンクの活動をしている若い世代の方たちに主任児童委員の説明を行い働きかけをしているが、民生委員候補者の推薦に尽力していただいている自治会長との接点がそれほどなく、民生委員になりたいと思ってもなれない。どのように推薦につなげていくかが課題である。
- ◇ どうしたら自治会に民生委員を知ってもらえるのか、あるいはこども食堂の方たちを巻き込むのかについては、例えばこども食堂に民生委員や自治会の方が足を運び、どういう活動しているのかを見ていただくことが一番だと思う。
- ◇ 退職後に民生委員をやりたいと思っても、地域とのつながりが少ないので自治会・町内会から選ばれる対象にはなりにくいという状況がある。
- ◇ 行政で、社会貢献したいという層が民生委員になれる仕組みを作ることも必要。
- ◇ 行政は、市民活動に携わっているNPOや任意団体の名簿を持っている。その名簿を作る際に情報公開の了解を得られた方について、民生委員の推薦会に情報提供するようにしている。行政がある程度つなぐ役割を果たす必要がある。民生委員になりたい方を自治会につなぐきっかけになればということではじめてみた。
- ◇ 住民同士で推薦し合うところまで持つていくことは非常に厳しいので、やはり行政がある程度つなぐ役割を果たす必要があると感じている。
- ◇ 様々な状況を想定してその状況でどういった社会保障制度を使えるか、みんなでカードを引きながら考える「社会保障ゲーム」というものがある（例：独居の高齢者・親族が周りにいない・最近、物忘れがひどくなっている人が使える制度は何か）。例えば、民生委員、自治会、こども食堂の人たちが一堂に集まる中で、そのゲームを通じ、みんなで議論して学んでいくような機会を意識的に作っていくと、ゲームでやり取りしたあの人すごく良かったよね、あの人を推薦できないか、という話にもつなげやすいと思う。

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

課題別の意見・提案

3. 選任基準要件の緩和

- ◇ 民生委員の選任基準は、民生委員法に基づき県で規定していると思うが、市町村の意見も踏まえ、緩和していくことが必要かと考えている。

4. 民生委員制度の周知

- ◇ 担い手不足のことを考えると、民生委員の周知は非常に重要。
- ◇ アンケートでは、民生委員活動を行いやすくするために必要なこととして自治会や町内会との連携強化が最も多く挙げられている。まずは自治会に民生委員活動を知ってほしいということだと思う。
- ◇ 県民児協では、地域の方々に民生委員の活動を知ってもらうため積極的に広報を行っている。特に5月12日の民生委員の日には、県内11あるFMラジオ局を通して30分の間ナビゲーターと一緒にPRしている。
- ◇ 民生委員と聞いて「大変だね」という言葉が返ってきたら、「いや、民生委員は楽しいよ」ということを前面に出していこうということになった。
- ◇ 県教育委員会から教員退職者への働きかけを依頼できるといいのではないか。
- ◇ アンケート結果を見ると70代や70代に近い民生委員が多いので、もう少し若い方へのアプローチが必要ではないか。在宅やリモートワークもあるので、そういったところから若い世代へ求めていけばどうか。
- ◇ 若い人たち、20代、30代、40代ぐらいまでは、民生委員の仕組みをあまり知らない方が多い。
- ◇ 県民児協では、以前、県内2か所の大学へ行き、民生委員制度を知ってもらうため講座を行った。受講した学生のアンケートには、民生委員を知らなかったこと、将来こういった福祉の手伝いができればという声が多くあった。
- ◇ 若い世代に民生委員制度の普及啓発を図ることを目的にした大学生のインターシップが、大阪、神戸で少しずつ広がってきている。
- ◇ 大学では、学生の募集が少なくなっている中で、より特徴あるキャンパスを作っていくための1つのテーマとして地域貢献が議論になるが、何をしたいかわからないという話がある。
- ◇ 大学に加えて、高校や中学校でも出前講座を行い、民生委員が何をしているのかを子どもたちに知ってもらうのもよいと思う。何か家庭で困ったことがあったら頼っていいんだよ、こういう制度が国にはあるんだよ、と若い世代をもっともっと巻き込んで、そこから親にも伝えてもらって、おじいちゃんおばあちゃんにも伝えていってもらって流れができればよいのではないかと思う。
- ◇ 災害支援をしている方など、興味を持っていただける方は少なからずいる。やってみようかなという方にもつながる広報を加えていただきたい。

課題別の意見・提案

5. 働きながら民生委員活動が継続できる環境づくり

- ◇ 年金をもらう65歳になるまでは仕事をするという方が多くなっているため、60歳で定年退職して民生委員になるということが本当に難しくなっている。
- ◇ 65歳になっても半数以上が働いている、75歳を過ぎても3割ぐらいが働いているという状況で、働きながら民生委員もできるような環境を作れているかという点、就労しながらの委員活動は困難な状況にある。
- ◇ 特に主任児童委員の場合は若いので働いている方が多く、自分の生活と委員活動の両立ができない。
- ◇ 勤務先の社長や所属長に民生委員の活動を良く知っていただき、休暇や時間休が取ればという声がよく聞こえてくる。
- ◇ 民生委員が従業員に在籍することをもう少し評価するということがあってもいいのではないかと。例えば県の建設工事の入札で、民生委員・児童委員に理解ある企業にポイントをつけるということを行えば、企業への理解が広がるのではないかと。
- ◇ 企業は人手不足の中で労働需給が非常に逼迫しており、なかなか余裕がないというのが実態かと思う。一方、なかなか採用も難しい中で、社会的活動にどれだけ取り組んでいるかを打ち出していないと選ばれない時代になってきている。従業員が地元で民生委員の活動にしっかり取り組んでいくことは、企業が生き残っていく上での1つの方法になり得る可能性がある。
- ◇ 行政機関や社協からの要請を受けて、民生委員の制度や実態を企業経営者に知ってもらうため、埼玉県経済同友会から会員企業の経営者や他の県内経営団体に周知することはできる。
- ◇ 働きながら民生委員になった方が、こんなはずじゃなかったと、すぐ辞めてしまったことがあった。自治会から十分に説明ができていなかったことで勘違いが生じてしまったようだ。環境整備とともに依頼の際にきちんと制度の趣旨を説明することが必要である。
- ◇ オンライン会議や動画配信は、働いている方の負担を軽減していくのではないかと。
- ◇ 働いている人の参加を増やしていきたいというのであれば、相手のルールに合わせる、あるいは相手に対して配慮する運営体制を民生委員の直接の担当課だけでなく、民生委員に関わる担当課が全庁的に同じ対応を取ることが求められると考える。

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

課題別の意見・提案

6. 民生委員の活動費

- ◇ 民生委員に限った話ではなく、保護司や日本がはぐくんできた無償での協力制度が今、厳しい状況になっている。
- ◇ 自治会等に民生委員の推薦を依頼する際は、こういう活動をしていて報酬はないけれど活動費は出ることも含めてきちんと話す必要がある。
- ◇ 欠員地区では隣接地区民生委員・児童委員等が担当して地域活動を担っているが、カバーしている欠員地区での活動費は支給されていない。

7. 民生委員の負担軽減について

(1) ICTの活用について

- ◇ コロナ禍以降、スマホ教室も高齢者を中心に広がっている。地域差はあるが、Zoomなどのオンライン会議や、LINEグループを作るなどのSNSの活用も民生委員に広がりつつあると思う。
- ◇ 60代ぐらいの民生委員さんは、スマホ等をかなり使いこなせる方が増えているのではないかと思う。
- ◇ ICTについては石川県の野々市市の事例が非常に有名である。金沢工業大学と連携する中で、1人も取りこぼさず、全員がスマートフォンやタブレットをきちんと使えるようにすることを前提に導入している。
- ◇ オンラインの会議等をするとき、Zoom、Teamsとツールがそれぞれ違うと大変なので、民生委員が活動しやすいようにツールを統一してほしい。使用ツールに関しての何らかのガイドラインを県に示してもらおうとよいと思う。まだあまり普及していないからこそ先に決めておいて、どの自治体でも同じものを使えば、分からなかったら教え合うこともできると思う。
- ◇ オンライン会議や動画配信は、働いている方の負担を軽減していくのではないか。【再掲】
- ◇ 例えば、充て職をするのであれば会議の動画配信とかオンライン参加にする、といったルールを設けると、働いている民生委員は配信を見ればいいねとか、あるいは家からZoomで参加すればいいのね、となり相当ハードルは下がると思う。
- ◇ ICTを使って何をやりたいのかということをいかにシンプルにするか、更に、各自治体共通のツールにして、お互いに聞き合える、話ができるというものにしていくことが重要である。
- ◇ これからはICTの活用は避けて通れない。やるのであれば大枠を作った方がいいと思うが、時間がかかる気もするので、とりあえずLINEで連絡してみる等、便利さを実感してもらうことから始めて抵抗感をなくす方法も両方あっていいのではないか。

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

課題別の意見・提案

(2) 民生委員協力員制度について

- ◇ 現状、埼玉では思ったほど民生委員協力員制度が広がっていない。すでに導入している市町村では市町村長が委嘱する形をとっているのが一般的。
- ◇ 民生委員ほど負担はないので、エントリーモデルとして活用できる協力員制度は、もっと企業等に周知されるべき話である。
- ◇ 働いている人はすぐには自治会、町内会とつながれないので、まずは民生委員協力員になり、そこから推挙してもらう形がうまくいくのではないか。
- ◇ 民生委員0B・0Gが民生委員協力員になった場合には、新任の方が訪問するときはどうやって訪問していいかわからないというのを助けるなどうまく機能をしている。

(3) 業務範囲の整理について

- ◇ 民生委員の業務の範囲を絞って、本来の活動にフォーカスできるようになると、もっとやりがいにつながると思う。民生委員の活動の範囲を整理できるとよい。
- ◇ 世間では民生委員は大変だというイメージが定着しているので、民生委員あるいは協力員のできることとできないことの線引きをして、市町村単位ではなく共通の基準を示したほうが、新しい方が増えやすいのではないか。
- ◇ 民生委員の仕事の域を出ているもの、対応できないところの線引きをきちんとする。立ち入ってはいけないラインの線引きを最初にして、その中で活動してくださいという方が負担軽減になる。
- ◇ 行政から、自治会長あるいは民生委員の方に様々な依頼をしている。地域を知っている方に会議体の会員になってほしい、あるいは選挙のときの立会人になってほしい、人柄も保証されている方なので、その方をお願いしたいという行政それぞれの所管の思いも分からなくはないが、民生委員所管課から、充て職についてはやめて欲しいという依頼をしている。
- ◇ 民児協の会議にかける前に、各課から依頼があった時点で民生委員所管課できちんと精査し、依頼すべきこととそうでないことの仕分けをした上でお願いをしている。
- ◇ 行政からのお願い事が多いということに関しては、やはり負担の軽減が必要だと思う。
- ◇ 充て職のような形で民生委員をお願いしていたものは極力減らしていくべき。
- ◇ 民生委員からすると負担が大きく、色々なことを任されていると感じているようだ。社会福祉協議会の様々な会議でも、同じ方が色々な会議に参加しており、負担は大きいと感じている。

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

課題別の意見・提案

(4) 行政からの個人情報の提供について

- ◇ 個人情報に関しては、民生委員から情報が得られないという声を聞くことが非常に多いが、行政は出していると答えており、認識がずれる。
- ◇ 情報提供してくれているところとしていないところがある。行政には、民生委員が聞いたときにはきちんと答えてもらいたい。
- ◇ 総論としては、個人情報を守りつつ支援はしまし、情報は提供していますと言う一方、個別具体的な必要な情報や支援をするためには不可欠でもセンシティブな情報に関しては行政からは提供されていない。それが数字にもあるように、行政は提供していると言う一方、民生委員は提供されていないと感じる状況になっている、という説明はできるかと思う。
- ◇ 個人情報に関しては本人の同意が取れていれば問題無いので、その情報を持っている人が本人から同意を取るということに尽きると思う。
- ◇ 国が成功事例について発信しており、東京の中野区や足立区は、例えば70歳以上というように年齢で引いて、拒否しなければ基本的には情報公開をすすめているが、実際現場ではいろいろな事情があるのでなかなか難しい。基本的には同意を得ていれば問題ないということをしっかり共有するのが大事かと思う。
- ◇ どこまでの情報が提供できるのかを考えることが必要ではないか。

8 年齢要件の緩和

- ◇ 全国的には80歳の民生委員もいらっしゃるので各地域に任せていいような気もするが、一方で、車がないと厳しい地域もある中、高齢で車を運転したりするのはちょっと心配というところもあり、年齢要件を自由化できないと事務局が判断する要因になっているかとは思う。
- ◇ 本人がやりたいという前に、自治会など周囲の推薦が大事ではないか。
- ◇ 埼玉県のある市では、民生委員の公募をしていて、市長と市民児協の会長が面接をしているようだ。先日、都道府県のある会長さんから、今度公募を始めたいということで、参考に埼玉で行っている市の内容を説明したが、やってみないと分からないので、皆さんとよく意見交換をして検討する必要があるのではと話した。
- ◇ 75歳という現状の規定は残しつつ、地域の実情を踏まえた弾力的な運用も可能といったような形が妥当ではないか。
- ◇ 資料にあるとおり、例えば78歳以上は健康上その他の理由を確認の上、再任者に限り認めるという条件もあるので、その地区できちんと推薦があつてこういったことを確認した上で認めていくという形でもよいかと思う。具体的なところは県の方で検討いただく。

課題別の意見・提案

9 その他

- ◇ 新しい人を開拓をしていくことだけではなく、今やっている人に長く続けてもらう、あるいは民生委員から外れたけれどもサポーターとして活動に関わり続けてもらうような仕組みはこれまで重要視されていなかったのではないか。
- ◇ 民生委員ではない人についても、地域コミュニティ、企業の参画といった辺りも含めて、どういう形であれば参加できるのか、個人情報も1か0かではなくどこまでは提供ができるのか、そのあたりのグラデーションを含めて、どうやって民生委員活動に参加していただくのかといった、仕組みづくりを考えることが必要ではないか。

講じていく取組

1 推薦

自治会との連携強化

- ・民生委員と自治会役員の顔の見える関係づくりの推進
（好事例の横展開：地区民生委員・児童委員協議会会長と自治会連合会支部長の意見交換会を定期的に行っている市の取組など）

社会貢献したいという層を取り込む仕組み作り

- ・地区ごとにさらに小さい単位の「推薦準備会」の設置促進
- ・市民活動に携わっているNPOや任意団体の名簿を同意に基づき民生委員推薦委員会に情報提供する取組の横展開
- ・こども食堂等の地域ボランティアを自治会から推薦できる仕組みづくり
- ・公募制度導入の検討

2 年齢要件

再任者の年齢要件の緩和

- ・民生委員・児童委員の年齢要件について、次期改選日（令和7年12月1日）以降、一定の条件を満たした場合には再任者を一期に限り78歳以上に緩和
- ・同様に、主任児童委員の年齢要件についても、再任者を一期に限り67歳以上に緩和

3 民生委員制度の周知

共通

- ・民生委員の「やりがい」や「楽しさ」を伝えるPRの実践
- ・活動日数や実費弁償など、民生委員のリアルをホームページ等で広報

自治会・地域への周知

- ・市町村民生委員担当課と自治会担当課の連携による制度周知
（地区民生委員・児童委員協議会会長と自治会連合会支部長の意見交換等の実施【再掲】、自治会班長会等での周知 等）
- ・県民児協による、FMラジオ局を通じた地域の方々への民生委員活動のPRの継続
- ・県の包括連携企業の協力によるリーフレットの店内掲示や県民への配布

講じていく取組

3 民生委員制度の周知（続き）

若い世代への周知

- ・若い世代に親和性の高いSNSを活用したPRの充実・強化
- ・大学生による効果的な広報等の検討
- ・民生委員・児童委員協議会と連携した大学、高校、中学校への出前講座の実施

退職者への周知

- ・県職員、教職員退職者、警察退職者、市町村職員への周知の拡充
- ・県内経済団体を通じた退職者への制度周知

地域活動に取り組んでいる人や団体への周知

- ・こども食堂、フードパントリー、災害支援等の地域活動に従事している方や団体への周知

相談支援を行っている各士業への周知

- ・相談支援を行っている埼玉県行政書士会、埼玉県司法書士会、埼玉県社会福祉士会を通じた会員への制度周知

4 働きながら民生委員活動が継続できる環境づくり

経営者・会員の理解促進

- ・経済団体を通じた制度周知

民生委員が従業員に在る企業を評価する仕組の導入

- ・従業員が民生委員活動に従事することへの企業の理解や配慮を促進するため、県の建設工事等入札参加資格審査において、民生委員の委嘱を受けている従業員が在る企業について資格審査における県評価点の加点対象とすることの検討

ICT活用等

- ・働きながら活動する民生委員に合わせた会議開催や連絡方法等の工夫
- ・オンライン会議や研修の動画配信の推進

5 活動費

欠員地区を担当している民生委員の活動費

- ・欠員地区も担当した場合の活動費の取扱いを市町村と調整

講じていく取組

6 民生委員制度の負担軽減

民生委員の担い手確保対策支援

- ・令和7年度に新規事業として「民生委員の担い手確保対策事業（国1/2、県1/4、市町村1/4）」を実施 ※さいたま市、中核市を除く
民生委員をサポートする協力員制度の導入や、オンライン会議・研修など、タブレットを活用した民生委員活動の効率化の促進
- ・民生委員のオンライン会議・研修など取り組む市町村向けの使用ツール（zoom、teams等）の統一的なガイドラインの検討

民生委員の活動範囲の整理

- ・買い物代行や病院への同行、近隣住民とのトラブル解消依頼など、民生委員の活動範囲を超えていると思われるものについては、令和7年度に市町村、県民生委員・児童委員協議会、県社会福祉協議会等と意見交換を行い、具体的な指針を提示

個人情報提供についての市町村への更なる周知

- ・民生委員活動に必要な個人情報の適切な提供について改めて市町村に周知
- ・個人情報の取扱いについての民生委員研修の充実

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会委員一覧

(敬称略)

団体名	職名	氏名	
文京学院大学 人間学部人間福祉学科	教授	中島 修	委員長
高千穂大学 人間科学部	教授	大山 典宏	副委員長
埼玉県行政書士会	副会長	田中 由佳	
埼玉経済同友会	専務理事・事務局長	大石 克紀	
一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会	会長	寺田 治子	
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	主幹	塚原 雅代	
熊谷市	福祉総務課長	平 雅史	
狭山市	福祉部次長兼福祉政策課長	濱田 美佳	
社会福祉法人草加市社会福祉協議会	課長	小曳 京子	
埼玉県福祉部	副部長	岸田 正寿	